

四日市市告示第 6 9 号

四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 1 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 3 0 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>従業員</u>のワーク・ライフ・バランスの実現や、働きやすい職場づくりを推進する企業に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和 57 年四日市市規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p>	<p>四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>子育てや介護のために離職した女性の再就労を促進</u>するなど、<u>女性が働きやすいよう、フレキシブルな働き方の導入や、職場環境の整備を行う企業</u>に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和 57 年四日市市規則第 11 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p>

(1) ソフト整備支援事業（従業員がそれぞれのライフスタイルや本人の希望にあった働き方が出来る制度の導入など、就業規則の見直しを行う事業をいう。以下同じ。）

(2) ハード整備支援事業（従業員が就労しやすい職場をめざし、職場内に子どもの遊び場スペース、多機能トイレや女性用トイレ・更衣室を設置するなど、事業所等の整備を行う事業（ただし、備品のみの購入は対象外とする。）をいう。以下同じ。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ソフト整備支援事業 事業費（社会保険労務士等への報酬等に限る。）の2分の1以内とし、1回につき10万円を限度とする。

(2) ハード整備支援事業 事業費の2分の1以内とし、1回につき50万円を限度とする。

2 （略）

(1) 女性就労制度構築支援事業（子育て、介護等を契機に離職した女性を主な対象とし、女性のライフスタイルに合わせた就労制度の導入や本人の希望に応じてパートから正職員などへの転換を行う規定の制定など、就業規則の見直しを行う事業をいう。以下同じ。）

(2) 女性就労ハード整備支援事業（女性が就労しやすい職場をめざし、職場内に子どもの遊び場スペースや女性用トイレ・更衣室を設置するなど、事業所等の整備を行う事業（ただし、備品のみの購入は対象外とする。）をいう。以下同じ。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 女性就労制度構築支援事業 事業費（社会保険労務士等への報酬等に限る。）の2分の1以内とし、1回につき10万円を限度とする。

(2) 女性就労ハード整備支援事業 事業費の2分の1以内とし、1回につき50万円を限度とする。

2 （略）

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、速やかに四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したときは四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 (略)

(計画変更)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若し

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、速やかに四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したときは四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 (略)

(計画変更)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若し

くは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金計画変更承認申請書（第4号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

3 （略）

（変更決定）

第8条 市長は、前条第3項の規定により、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該年度末までに四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 （略）

くは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金計画変更承認申請書（第4号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

3 （略）

（変更決定）

第8条 市長は、前条第3項の規定により、四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該年度末までに四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 （略）

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）により市長に請求するものとする。

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、第12条の規定を除き、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、四日市市中小企業女性就労促進事業費補助金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）により市長に請求するものとする。

附 則

（有効期限）

2 この要綱は、第12条の規定を除き、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

電話番号 ( )

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付申請書

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金申請額 金 円

3 事業内容

4 期間

5 添付書類

・収支予算書

・事業者の概要

（資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの、会員名簿等）

・完納証明書

・事業の実施前を証する書類

（整備前の就業規則または写真等）

収 支 予 算 書

申請者名

1 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
市補助金 (a)		
自己資金 (b)		
合 計 (c)		

2 支出の部

区 分	予算額 (円)	備 考
補助対象経費 (d)		消費税含む
補助対象外経費 (e)		
合 計 (f)		



（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金については、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金については、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 事業名

2 不交付の理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

電話番号 ( )

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金  
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 事業名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

・変更収支予算書

変更収支予算書

申請者名

1 収入の部

区 分	変更前 (円)	変更後 (円)	備 考
市補助金 (a)			
自己資金 (b)			
合 計 (c)			

2 支出の部

区 分	変更前 (円)	変更後 (円)	備 考
補助対象経費 (d)			消費税含む
補助対象外経費 (e)			
合 計 (f)			

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金の計画変更を承認したので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 事業名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

電話番号 ( )

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業を完了したので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 添付書類

- ・ 収支決算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 事業の実施を証する書類

（整備後の就業規則または写真等）

# 収 支 決 算 書

申請者名

## 1 収入の部

区 分	決算額 (円)	備 考
市補助金 (a)		
自己資金 (b)		
合 計 (c)		

## 2 支出の部

区 分	決算額 (円)	備 考
補助対象経費 (d)		消費税含む
補助対象外経費 (e)		
合 計 (f)		

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

印

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金請求書

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

（フリガナ） :



附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)